

令和5年6月30日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I 真鶴港の指定管理者の選定基準（案）等について 1

I 真鶴港の指定管理者の選定基準（案）等について

真鶴港は現在、真鶴町が指定管理業務を行っているが、令和6年3月に指定期間が満了する。

令和6年4月以降の管理については、県が直接管理できるよう条例を改正するとともに、並行して、真鶴町の動向を確認しつつ、次期指定管理者候補の選定手続を非公募を進めることを、令和5年3月建設・企業常任委員会に報告したところである。

このたび、真鶴港の指定管理者候補の選定を行う場合の選定基準（案）について、外部評価委員会の意見を聴取した上で定めたので報告する。

なお、今後、町役場の執行体制や、港湾管理業務の実施状況を確認した上で最終的な方向性を判断していく。

1 選定基準（案）について（指定管理者候補の選定を行う場合）

(1) サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、団体のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点	
1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	
2	施設の維持管理	(1) 維持管理業務	①清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5
		(2) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者等、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10
3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ④海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方	10
		(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応	5

4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5
	(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②感染症等の感染拡大時の対応方針 ③災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり		①地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、団体のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	<p>(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> <hr/> <p>提案額 (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	<p>×20</p> <p>20</p>

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、 執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5
8 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5
9 コンプライアンス、 社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5
10 事故・不祥事 への対応、個人 情報保護	①募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5
11 これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

2 今後の予定（指定管理者候補の選定を行う場合）

令和5年8月～ 真鶴町からの申請書類受付

令和5年10月～ 外部評価委員会等による候補者選定

第3回県議会定例会（後半）に、指定管理者の指定議案を提出

令和6年4月 指定管理者による管理運営開始

(参考) 令和5年3月建設・企業常任委員会への報告の概要

(1) 真鶴町とのやりとりの経過

令和4年9月 真鶴町から、諸般の事情により、次期指定管理業務の実施が困難である旨の文書を受領

令和4年12月 真鶴町から、次期指定管理者の指定を受けたい意向と諸般の事情の解決策を示した文書を受領

(2) 指定管理者制度による真鶴港の管理運営状況

令和元年度から3年度まで、施設管理の面では適切な運営が行われ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

(3) 今後の進め方

ア 町役場の執行体制や、真鶴町の示した解決策が確実に実施されるのか確認の上、改めて最終的な方向性を判断する。

イ 最終的な方向性を判断するまでの間、真鶴港を県が直接管理することも可能とするための条例改正の手続きを進める。

(4) 次期指定管理者候補の選定を行う場合の方法

ア 真鶴港は、荷さばき地の利用承認等行政処分的な業務が中心であることから、指定管理者候補の選定を行う場合には、引き続き、地方公共団体である真鶴町を指定管理者候補として、非公募とする。

イ 選定基準の作成に当たっては、「業態の異なる複数事業者間の利用調整」、「開かれた港湾の利用促進」及び「人的な能力、執行体制」の視点を重視する。

ウ 指定期間は5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）とする。